

2019年6月11日

株 主 各 位

山梨県中巨摩郡昭和町西条1514番地
(本社 東京都渋谷区初台二丁目5番8号)

株 式 会 社 フ レ ア ス

代表取締役社長 澤 登 拓

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター Room F
3. 目的事項
報告事項 第17期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 議 案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎定時株主総会終了後、引き続き同会場におきまして、当社事業説明会の開催を予定しております。お時間の許す株主様には、定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://fureasu.jp/>）に掲載させていただきます。

# 事 業 報 告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いているものの、米国の保護主義的姿勢の高まり等の影響により依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する在宅マッサージ業界及び訪問看護業界におきましては、少子高齢化が加速する一方で、医療機関における病床数の減少が見込まれるとともに、特別養護老人ホーム等の介護施設の待機者数は、年々増加傾向にあり、政府による地域包括ケアシステムの構築の推進活動と相俟って、在宅療養の重要性がますます高まってきております。

このような状況のもと、当社では、主要事業であるマッサージ事業において、新たに横浜あさひ事業所、久留米事業所及び我孫子事業所を開設することでサービス提供エリアの拡充を図るとともに、既存の事業所においても提供サービスの品質の向上を図るために、人材の育成に注力してまいりました。また、株式会社星野リゾートとの業務提携につきましては、同社が運営するホテルブランドである「界」において、新たに「界 仙石原」、「界 出雲」及び「界 遠州」でのサービス提供を開始するなど、サービス提供施設数の増加に取り組んでまいりました。

他方で、損益面につきましては、利用者数の増加に対応するためにあん摩マッサージ指圧師の増員を実施したこと、及び前事業年度の期中に実施した事業所の管理者の増員の影響により、これらの人件費が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,711,638千円（前期比13.0%増）、営業利益は276,277千円（前期比67.9%増）、経常利益は313,003千円（前期比61.5%増）、当期純利益は176,563千円（前期比60.6%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### ① マッサージ事業

マッサージ事業においては、事業所の新規開設のほか、前事業年度において開設した事業所の早期収益化や既存の事業所の一層の収益力向上を図るために、ケアマネジャーへの営業訪問を通じた当社サービスの認知度の向上に努めてまいりました。また、利用者のニーズに応えるべく、医師の同意を得た上で、通

常のマッサージに加え変形徒手矯正術（関節可動域訓練）の施術サービスを提供した結果、施術1回あたりの売上高が増加いたしました。

以上の結果、売上高は3,403,852千円（前期比13.9%増）、営業利益は829,830千円（前期比13.1%増）となりました。

## ②その他の事業

その他の事業セグメントに含まれる主な事業である訪問看護事業においては、人材の定着化を図り、安定的な事業運営に取り組んでまいりました。また、地域のケアマネジャーに対する営業の強化を通じて、当社サービスの認知度向上に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は307,785千円（前期比3.7%増）、営業利益は36,913千円（前期比35.3%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、13,178千円であります。その主な内訳は、社内システム用のサーバー機の取得7,500千円及び新基幹システムの開発費用5,238千円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、2019年3月28日付での東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募増資により250,000株の新株式を発行し、425,500千円の資金を調達しております。

## (4) 対処すべき課題

当社は、在宅医療をサポートする企業として、マッサージ事業を主たる事業として展開しております。

現在の我が国は、国民の4人に1人以上が65歳以上の高齢者（出所：内閣府「平成30年版高齢社会白書」という世界保健機関（World Health Organization:WHO）が定義する「超高齢化社会」を迎えております。これに伴い医療費のうち入院費を含む診療費は、年間30兆円を超える規模にまで膨らみ（出所：厚生労働省「平成29年度 医療費の動向」）、我が国は、社会保障費等の増加による財政の悪化に直面しております。

このような状況下、入院費の削減を目的とした医療機関の病床数の削減が政府目標として掲げられるとともに、在宅医療と在宅介護の充実化により医療機関における診療から在宅医療への転換を図る地域医療構想（「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」及び「医療法」第30条の4第2項）が政府の方針として打ち出さ

れております。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年頃には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になるといういわゆる「2025年問題」が到来し（出所：厚生労働省 広報誌「厚生労働」2017年2月号）、多くの医療難民、介護難民の発生への対応が社会問題となることを見込んでおります。

このような経営環境下、当社は「人と人とのふれあいを大切にし社会貢献すると共に、社員の物心の幸せを追求する」という会社理念のもと、「全国津々浦々に一人でも多くの方に速やかにフレアスのサービスを提供し、日本の在宅事情を明るくする。」という経営ビジョンを掲げ、事業を通じて「超高齢化社会」における社会問題の解決に資する企業となることを目指しております。

このような経営方針及び経営環境の下、当社が対処すべき課題は、主として、以下の項目と認識しております。

#### ①人材の定着と採用の強化について

当社は、さらなる事業の拡大を図っていくためには、あん摩マッサージ指圧師及び看護師等の専門職をはじめとした人材の定着と採用の強化が重要であると認識しております。

そのため、当社では、待遇の改善、労務に焦点をあてたコンプライアンス委員会の開催、全事業所規模での安全衛生委員会の開催、メンタル面での悩み相談が可能な外部相談窓口の設置、定期的に実施される従業員満足度調査に基づく会社に対する満足度の把握及び従業員等が共感できる会社理念や経営ビジョンの策定と共有化等を通じて、離職率の低下等、人材の定着に向けた全社的な取り組みを実施しております。また、人材採用の専門部署の設置、あん摩マッサージ指圧師を育成する専門学校における定期的な会社説明会の実施等を通じて、採用の強化を図っております。

今後もこれらの施策等を継続的に実施し、人的経営資源の維持と確保に努めてまいります。

#### ②人材の育成について

当社は、適切な事業の遂行と事業の持続的な成長を実現していくためには、人材の育成が重要であると認識しております。

当社の主力事業であるマッサージ事業においては、利用者の療養生活に資する高品質なサービス提供を継続的に実施していくことこそが、事業の発展につながるものと考えております。また、あん摩マッサージ指圧師は、独立開業が可能な有資格者となります。そのため、優秀な人材を確保し続けていくためには、成長実感を得られるような職場環境の提供により当社での就労意欲を高め

ていくことが必要となります。

これらの観点から、当社は、より高度で充実した教育研修体制の構築を図り、人材の育成に一層、注力していくことが重要であると認識しております。当社は、サービス品質の維持及び向上を図る専門部署を設置するとともに、年間70万件を超えるサービス提供実績に基づく症例データを蓄積し、これらのノウハウを教育研修に活用しておりますが、今後につきましても、品質管理体制の向上と教育研修制度の充実に積極的に取り組んでまいります。

### ③安定的な事業基盤の確立について

当社は、国民健康保険法及び健康保険法に定められた医療保険制度並びに介護保険法等に定められた介護保険制度を利用した事業を展開しており、利用者の多くは高齢者であるとともに、利用者からの収入の多くは、保険制度に基づく収入となっております。そのため、永続的に事業を通じた社会的な使命を果たしていくためには、特定の制度や利用者層に過度に依存することを回避することが重要であると考えております。

当社は、保険適用外サービスの拡充、とりわけ高級宿泊施設等でのサービス提供といったラグジュアリー分野への事業展開とそれに伴う当社と当社サービスの認知度の向上、利用者層の多様化等を通じて、安定的な事業基盤の確立に努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分              |      | 第14期<br>(2016年3月期) | 第15期<br>(2017年3月期) | 第16期<br>(2018年3月期) | 第17期<br>[当事業年度]<br>(2019年3月期) |
|------------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高            | (千円) | 2,744,444          | 2,900,404          | 3,284,979          | 3,711,638                     |
| 経 常 利 益          | (千円) | 88,468             | 194,400            | 193,759            | 313,003                       |
| 当期純利益            | (千円) | 52,727             | 177,869            | 109,912            | 176,563                       |
| 1株当たり<br>当期純利益   | (円)  | 26.36              | 88.93              | 54.96              | 88.16                         |
| 総 資 産            | (千円) | 1,353,270          | 1,588,572          | 1,973,936          | 2,491,623                     |
| 純 資 産            | (千円) | 417,312            | 595,181            | 705,094            | 1,307,158                     |
| 1株当たり<br>純 資 産 額 | (円)  | 208.66             | 297.59             | 352.55             | 580.96                        |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 2018年2月1日付で普通株式1株につき100株、2019年1月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第14期（2016年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

| 事業区分          | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マ ッ サ ー ジ 事 業 | <p>①保険適用マッサージサービス<br/>歩行困難なため自宅や施設で療養生活を余儀なくされている高齢者等の利用者に対し、自宅や施設を訪問して、利用者の主治医の同意に基づき、医療保険制度の適用対象となるマッサージサービスを提供しております。</p> <p>②保険適用外マッサージサービス<br/>当社と法人顧客との業務提携契約または業務委託契約に基づき、医療保険制度の適用対象外となる、医師の同意を要しないマッサージサービスを提供しております。</p> <p>③SPA（スパ）サービス<br/>当社と法人顧客との業務提携契約または業務委託契約に基づき、筋肉ではなく皮膚を対象とした心身の緊張を弛緩させることを目的としたオイルトリートメントサービスを提供しております。</p> |
| そ の 他         | <p>主として訪問看護事業を行っております。訪問看護事業における訪問看護サービスは、自宅等で継続的に療養を要する高齢者等の利用者に対して、その主治医の指示に基づいて、看護師等が当社の訪問看護ステーションより利用者の自宅等を訪問して、療養上の世話や診療の補助等のサービスを提供しております。</p>                                                                                                                                                                                              |

(8) 主要な事業所 (2019年 3月31日現在)

①本店 山梨県中巨摩郡昭和町西条1514番地

②東京本社 東京都渋谷区初台二丁目5番8号

③事業所

| 名 称     | 所 在 地      |
|---------|------------|
| 札幌事業所   | 北海道札幌市豊平区  |
| 旭川事業所   | 北海道旭川市     |
| 帯広事業所   | 北海道帯広市     |
| 青森事業所   | 青森県青森市     |
| 盛岡事業所   | 岩手県盛岡市     |
| 仙台事業所   | 宮城県仙台市若林区  |
| 秋田事業所   | 秋田県秋田市     |
| 山形事業所   | 山形県山形市     |
| 福島事業所   | 福島県福島市     |
| 茨城事業所   | 茨城県水戸市     |
| 宇都宮事業所  | 栃木県宇都宮市    |
| 群馬事業所   | 群馬県高崎市     |
| 埼玉事業所   | 埼玉県さいたま市緑区 |
| 千葉事業所   | 千葉県松戸市     |
| 我孫子事業所  | 千葉県我孫子市    |
| 山梨事業所   | 山梨県中巨摩郡    |
| 静岡事業所   | 静岡県静岡市駿河区  |
| 渋谷事業所   | 東京都渋谷区     |
| 杉並事業所   | 東京都杉並区     |
| 世田谷事業所  | 東京都世田谷区    |
| 練馬事業所   | 東京都練馬区     |
| 品川事業所   | 東京都品川区     |
| 両国事業所   | 東京都墨田区     |
| 赤羽事業所   | 東京都北区      |
| 国分寺事業所  | 東京都国分寺市    |
| 横浜青葉事業所 | 神奈川県川崎市宮前区 |

| 名 称            | 所 在 地       |
|----------------|-------------|
| 横浜あさひ事業所       | 神奈川県横浜市旭区   |
| 新潟事業所          | 新潟県新潟市中央区   |
| 上越事業所          | 新潟県上越市      |
| 富山事業所          | 富山県富山市      |
| 金沢事業所          | 石川県金沢市      |
| 福井事業所          | 福井県福井市      |
| 三重事業所          | 三重県津市       |
| 奈良事業所          | 奈良県奈良市      |
| 鳥取事業所          | 鳥取県鳥取市      |
| 松江事業所          | 島根県松江市      |
| 広島事業所          | 広島県広島市西区    |
| 山口事業所          | 山口県山口市      |
| 徳島事業所          | 徳島県徳島市      |
| 高松事業所          | 香川県高松市      |
| 松山事業所          | 愛媛県松山市      |
| 高知事業所          | 高知県高知市      |
| 福岡事業所          | 福岡県福岡市早良区   |
| 北九州事業所         | 福岡県北九州市小倉北区 |
| 久留米事業所         | 福岡県久留米市     |
| 長崎事業所          | 長崎県長崎市      |
| 熊本事業所          | 熊本県熊本市東区    |
| 宮崎事業所          | 宮崎県宮崎市      |
| 鹿児島事業所         | 鹿児島県鹿児島市    |
| 沖縄事業所          | 沖縄県那覇市      |
| 訪問看護ステーション盛岡   | 岩手県盛岡市      |
| ヘルパーステーション盛岡   | 岩手県盛岡市      |
| 訪問看護ステーション宇都宮  | 栃木県宇都宮市     |
| 訪問看護ステーション新潟   | 新潟県新潟市北区    |
| 訪問看護ステーションすばる  | 東京都渋谷区      |
| 訪問看護ステーションおりおん | 東京都港区       |

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

| 事業区分    | 従業員数        | 前期末比増減     |
|---------|-------------|------------|
| マッサージ事業 | 529名 (147名) | 1名増 (10名増) |
| その他     | 55名 (22名)   | 6名減 (4名増)  |
| 全社(共通)  | 33名 (9名)    | 7名増 (3名減)  |
| 合計      | 617名 (178名) | 2名増 (11名増) |

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 臨時従業員数は、( ) 内に内数で記載しております。なお、臨時従業員には、パート社員を含み、派遣社員を除いております。

3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 370,999千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 94,577千円  |
| 株式会社山梨中央銀行   | 74,945千円  |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 14,300千円  |
| 株式会社みずほ銀行    | 11,636千円  |

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年3月28日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式総数 2,250,000株

(3) 株主数 2,893名

### (4) 大株主

| 株 主 名                       | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 優 美                 | 800,000株 | 35.55%  |
| 澤 登 拓                       | 748,000株 | 33.24%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）   | 30,200株  | 1.34%   |
| 澤 登 耕                       | 26,000株  | 1.15%   |
| 株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行         | 20,000株  | 0.88%   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 11,200株  | 0.49%   |
| 石 川 武 郎                     | 11,000株  | 0.48%   |
| MSIP CLIENT SECURITIES      | 10,600株  | 0.47%   |
| 飯 野 由 利                     | 10,000株  | 0.44%   |
| 中 野 剛                       | 10,000株  | 0.44%   |

- (注) 1. 2019年1月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を実施しております。  
2. 2019年3月27日を払込期日とする公募増資による新株式の発行により、発行済株式総数は250,000株増加しております。  
3. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。  
4. 自己株式は所有しておりません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2019年3月31日現在）

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2018年2月16日開催の取締役会決議による第1回新株予約権

①新株予約権の払込金額 払込を要しない

②新株予約権の行使価額 1株当たり金378円

③新株予約権の行使条件 新株予約権発行時において当社取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社がその株式を国内又は国外の証券取引所に上場する日の前日までは、これを行行使することができない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行行使することができる。

イ 2018年2月19日から2020年3月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行行使することができない。

ロ 2020年4月1日から2022年3月31日までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について行行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。

ハ 2022年4月1日から2027年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行行使することができる。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間 2020年4月1日から2027年12月31日

## ⑤当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|---------------|---------|---------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 660個    | 普通株式 66,000株  | 3人   |

（注）2019年1月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使価額並びに目的となる株式の種類及び数は調整後の内容となっております。

### 2018年7月23日開催の取締役会決議による第2回新株予約権

①新株予約権の払込金額 払込を要しない

②新株予約権の行使価額 1株当たり金765円

③新株予約権の行使条件 新株予約権発行時において当社取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社がその株式を国内又は国外の証券取引所に上場する日の前日までは、これを行行使することができない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行行使することができる。

イ 2018年7月24日から2020年7月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行行使することができない。

ロ 2020年8月1日から2022年3月31日までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について行行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。

ハ 2022年4月1日から2027年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行行使することができる。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間 2020年8月1日から2027年12月31日

⑤当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の<br>種類及び数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-------------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 200個    | 普通株式 20,000株      | 2人   |

（注）2019年1月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使価額並びに目的となる株式の種類及び数は調整後の内容となっております。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2018年7月23日開催の取締役会決議による第2回新株予約権

①新株予約権の払込金額 払込を要しない

②新株予約権の行使価額 1株当たり金765円

③新株予約権の行使条件 新株予約権発行時において当社取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社がその株式を国内又は国外の証券取引所に上場する日の前日までは、これを行行使することができない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行行使することができる。

イ 2018年7月24日から2020年7月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行行使することができない。

ロ 2020年8月1日から2022年3月31日までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について行行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。

ハ 2022年4月1日から2027年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行行使することができる。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間 2020年8月1日から2027年12月31日

⑤当社使用人の交付状況

|       | 新株予約権の数 | 目的となる株式の<br>種類及び数 | 交付者数 |
|-------|---------|-------------------|------|
| 当社使用人 | 120個    | 普通株式 12,000株      | 2人   |

(注) 2019年1月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使価額並びに目的となる株式の種類及び数は調整後の内容となっております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                     |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 澤 登 拓   | 株式会社優美代表取締役社長                                                    |
| 取 締 役     | 川 上 詠 昌 | 西日本上席事業本部長                                                       |
| 取 締 役     | 奈 良 香 澄 | 東日本事業本部長                                                         |
| 取 締 役     | 中 野 剛   | 管理本部長                                                            |
| 取 締 役     | 関 根 竜 哉 | セントケア・ホールディング株式会社取締役副社長                                          |
| 常 勤 監 査 役 | 赤 池 雅 司 |                                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 飯 野 由 利 |                                                                  |
| 監 査 役     | 日 浦 正 貴 | 日浦公認会計士事務所所長<br>ライジング・フォース株式会社取締役<br>トライアンフィールドホールディングス株式会社社外監査役 |
| 監 査 役     | 古 賀 望   | 弁護士法人泉総合法律事務所                                                    |

- (注) 1. 取締役関根竜哉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役赤池雅司氏、監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役関根竜哉氏、監査役赤池雅司氏、監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役平井和典氏は、2018年6月28日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 取締役林顕法氏は、2018年6月28日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と、取締役関根竜哉氏、監査役赤池雅司氏、監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 員 数         | 報酬等の額                 |
|--------------------|-------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1名)  | 64,916千円<br>(1,350千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 16,599千円<br>(8,599千円) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 11名<br>(4名) | 81,516千円<br>(9,949千円) |

- (注) 1. 報酬等の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2017年6月30日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額140百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)、監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 各役員に対する月額固定報酬については、役位、職務内容及び業績等を総合的に勘案して、取締役の報酬は取締役会で決議し、監査役の報酬は監査役会の決議により決定しております。なお、当社には使用人兼務役員はおりません。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外取締役関根竜哉氏は、セントケア・ホールディング株式会社取締役副社長であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役日浦正貴氏は、日浦公認会計士事務所の所長、ライジング・フォース株式会社の取締役及びトライアンフィールドホールディングス株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役古賀望氏の重要な兼職先である弁護士法人泉総合法律事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況及び発言状況                                                                                                 |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 関 根 竜 哉 | 就任後開催の取締役会には、18回中17回出席し、主に上場企業における経営陣としての経験、及び介護業界における豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。                           |
| 社外監査役 | 赤 池 雅 司 | 当事業年度に開催された取締役会には、21回中21回、また、監査役会には、12回中12回出席し、長年にわたり製薬企業において業務品質の信頼性保証や法令遵守の促進の業務に従事した経験から適宜発言を行っております。   |
| 社外監査役 | 日 浦 正 貴 | 当事業年度に開催された取締役会には、21回中21回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に上場企業における経営陣としての経験、及び公認会計士として培ってきた豊富な経験及び見地から適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 古 賀 望   | 就任後開催の取締役会には、18回中17回、また、監査役会には、10回中9回出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                              |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                          | 支払額      |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 15,800千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社の取締役及び使用人（以下、「役職員」という）は、法令及び定款の遵守は当然のこととして、高い倫理観を保持して誠実に行動することが求められる。当社は、そのような行動のよりどころとなる企業倫理として「会社理念」「経営ビジョン」及び「行動規範」を定める。
- ロ 当社は、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、取締役会において「コンプライアンス基本方針」を決議して、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置づける。その上で、「コンプライアンス行動規範」を定め、すべての役職員に対して、コンプライアンス意識が浸透するように努める。また、コンプライアンスに関する教育研修を定期的を実施する。
- ハ 当社は、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項について慎重かつ十分に審議する。これにより、当社のコンプライアンス体制の維持及び強化を図る。
- ニ 当社は、取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、専属の内部監査人が内部監査活動を実施する。内部監査人は、当社における業務の法令及び定款の遵守性、並びに社内規程等への準拠性について、継続的にモニタリング活動を実施する。
- ホ 当社は、企業倫理、コンプライアンス行動規範、法令等に反する行為が早期に発見され、是正されることを目的として「コンプライアンス規程」及び「情報管理規程」を定め、内部通報制度を採用する。これにより、企業倫理、コンプライアンス行動規範、法令等に反する行為があった場合には、直ちに取締役社長、監査役及び内部監査人等に報告される体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社は、「文書管理規程」を定め、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存する。
- ロ 当社の取締役及び監査役は、「文書管理規程」に基づいて取締役の職務の執行に係る情報を閲覧・謄写することができる。
- ハ 文書管理の主管部署は、取締役または監査役から要請があった場合に備えて、取締役の職務の執行に係る情報を常に閲覧可能な状態に保つ。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、取締役会において、事業活動の継続的な遂行を通じて社会的な責任を果たしていくこと、ステークホルダーからの社会的な信頼性を維持及び確保するとともにより一層高めていくことを目的として、「リスク管理に関する基本方針」を定める。
- ロ 当社は、効果的なリスク管理が実施できるように、経営トップのみならず全役職員参加型のリスク管理体制を構築することに努める。また、取締役会及び経営会議において、リスク管理に関する活発なディスカッションを実施する。
- ハ 当社は、「リスクマネジメント規程」を定め、リスクの顕在化を防止または軽減することを通じて、損失等の発生を抑制するために、適切な対策を立て実行する体制を構築する。そのために、「リスク管理マニュアル」の整備及びリスク管理に関する教育研修を実施して、リスク管理の実効性を高める。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務分掌規程」を定め、部門組織の職務分掌を明確にした上で、各取締役の管掌部門及び担当職務を定め、役割分担を明確にする。また、「職務権限規程」を定め、各取締役の職務上の権限を明らかにする。
- ロ 当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、経営上の重要事項を慎重に審議して意思決定の適正化を図るとともに、原則として毎週開催される経営会議を通じて、取締役社長による迅速かつ公正な意思決定を図る。これにより経営の健全性を確保しつつ、経営の効率化を推進する。
- ハ 当社は、年度計画のみならず、中期的な経営計画（以下、「中期経営計画」という）を策定し、将来の経営目標と経営ビジョンを前提とした中期的な経営戦略と経営施策を明らかにする。当社は、中期経営計画の策定を通じて、計画的かつ組織的な事業経営の実現に努め、経営のスピードを高める。

### ⑤反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方並びにそれを確保するための体制

- イ 当社は、企業の社会的責任を自覚して、社会の秩序や当社の健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。
- ロ 当社は、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する。また、不当要求防止責任者を設置して、いかなる名目の利益供与も行わない。

- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制
- イ 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、遅滞なく、当該使用人を置く。
  - ロ 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等の決定については、事前に監査役会または監査役の同意を要する。
  - ハ 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人が他部署の使用人を兼務するときは、監査役の職務補助に係る業務を優先する。また、監査役を補助する業務については、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 当社の役職員は、法令若しくは定款に反する行為、不正行為、または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、経営上、重要な影響を及ぼす決定をしたときは、直ちに監査役または監査役会に報告する。
  - ロ 当社は、「コンプライアンス規程」を定め、監査役または監査役会に前号の報告したことを理由として、当該報告者に対して、人事上その他不利な取扱いを行わない。
  - ハ 当社は、監査役がその職務を遂行するために、監査費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに対応する。
  - ニ 監査役は、取締役の意思決定の過程及び職務の執行の状況等を把握して、経営に対する監視機能を発揮するために、取締役会のほか、経営会議やその他の重要な会議に出席することができる。また、稟議書やその他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めることができる。
  - ホ 当社は、監査役が適切にその職務を果たすことができるように、監査役と積極的にコミュニケーションを図り、取締役社長その他の役職者は、監査役と定期的に意見交換を実施する。また、監査の計画、実施、結果の共有等の各段階において、監査役または監査役会が内部監査人及び監査法人と密接に連携できるように協力する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会は21回開催されております。また、コンプライアンス委員会を開催するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は随時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ② 監査役会は12回開催され、過半数が社外監査役により構成されております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役、内部監査室との間で意見交換を行っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産     | 2,363,649 | 流 動 負 債       | 681,792   |
| 現 金 及 び 預 金 | 1,365,964 | 1年内償還予定の社債    | 20,000    |
| 売 掛 金       | 976,226   | 1年内返済予定の長期借入金 | 222,707   |
| 貯 蔵 品       | 919       | 未 払 金         | 42,428    |
| 前 払 費 用     | 22,488    | 未 払 費 用       | 120,513   |
| そ の 他       | 2,933     | 未 払 法 人 税 等   | 156,043   |
| 貸 倒 引 当 金   | △4,882    | 未 払 消 費 税 等   | 6,434     |
| 固 定 資 産     | 127,974   | 預 り 金         | 41,689    |
| 有 形 固 定 資 産 | 24,347    | 賞 与 引 当 金     | 70,811    |
| 建 物         | 16,324    | そ の 他         | 1,163     |
| 工具、器具及び備品   | 8,023     | 固 定 負 債       | 502,673   |
| 無 形 固 定 資 産 | 32,974    | 社 債           | 140,000   |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 32,968    | 長 期 借 入 金     | 343,750   |
| そ の 他       | 6         | 退 職 給 付 引 当 金 | 18,923    |
| 投資その他の資産    | 70,651    | 負 債 合 計       | 1,184,465 |
| 長 期 貸 付 金   | 1,440     | (純 資 産 の 部)   |           |
| 長 期 前 払 費 用 | 787       | 株 主 資 本       | 1,307,158 |
| 敷金及び保証金     | 24,608    | 資 本 金         | 222,750   |
| 繰 延 税 金 資 産 | 43,805    | 資 本 剰 余 金     | 212,750   |
| そ の 他       | 10        | 資 本 準 備 金     | 212,750   |
|             |           | 利 益 剰 余 金     | 871,658   |
|             |           | その他利益剰余金      | 871,658   |
|             |           | 繰越利益剰余金       | 871,658   |
|             |           | 純 資 産 合 計     | 1,307,158 |
| 資 産 合 計     | 2,491,623 | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,491,623 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 3,711,638 |
| 売上原価         |         | 2,073,245 |
| 売上総利益        |         | 1,638,393 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,362,115 |
| 営業利益         |         | 276,277   |
| 営業外収益        |         |           |
| 助成金収入        | 50,160  |           |
| その他の         | 4,968   | 55,129    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 4,088   |           |
| 社債利息         | 304     |           |
| 支払保証料        | 828     |           |
| 株式公開費用       | 11,773  |           |
| その他の         | 1,407   | 18,403    |
| 経常利益         |         | 313,003   |
| 特別利益         |         |           |
| 固定資産売却益      | 1,025   | 1,025     |
| 税引前当期純利益     |         | 314,029   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 143,444 |           |
| 法人税等調整額      | △5,978  | 137,465   |
| 当期純利益        |         | 176,563   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |               |               |               |             | 純 資 産 計 合 |
|---------------|---------|-----------|---------------|---------------|---------------|-------------|-----------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金     |               | 株 主 資 本 計 合 |           |
|               |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 合 | そ の 他         | 利 益 剰 余 金 計 合 |             |           |
|               |         |           |               | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |             |           |
| 当 期 首 残 高     | 10,000  | —         | —             | 695,094       | 695,094       | 705,094     | 705,094   |
| 当 期 変 動 額     |         |           |               |               |               |             |           |
| 新 株 の 発 行     | 212,750 | 212,750   | 212,750       |               |               | 425,500     | 425,500   |
| 当 期 純 利 益     |         |           |               | 176,563       | 176,563       | 176,563     | 176,563   |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 212,750 | 212,750   | 212,750       | 176,563       | 176,563       | 602,063     | 602,063   |
| 当 期 末 残 高     | 222,750 | 212,750   | 212,750       | 871,658       | 871,658       | 1,307,158   | 1,307,158 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |        |
|-----------|-------|--------|
| 建         | 物     | 15～39年 |
| 車 両       | 運 搬 具 | 4 年    |
| 工具、器具及び備品 |       | 3～8 年  |

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……………従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。その計算方法は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法としております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法…税抜方式によっております。

## 表示方法の変更にに関する注記

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## 貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,559千円 |
|----------------|----------|

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,250,000株 |
|------|------------|

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 減価償却限度超過額 | 651千円    |
| 退職給付引当金   | 5,661千円  |
| 賞与引当金     | 21,186千円 |
| 未払事業税等    | 10,332千円 |
| 未払法定福利費   | 3,364千円  |
| その他       | 6,273千円  |
| 繰延税金資産小計  | 47,470千円 |
| 評価性引当金    | △3,664千円 |
| 繰延税金資産合計  | 43,805千円 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主に医療保険制度及び介護保険制度に基づく債権であり、その大半は各地域の後期高齢者医療広域連合等の保険者であるためリスクは僅少であります。一方でその一部は利用者に対する債権であり、これは利用者の信用リスクに晒されております。また、賃貸物件において預託している敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、長期借入金及び社債は、事業活動に必要な資金の調達を目的にしたものであり、流動性リスクに晒されております。

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当部署が取引相手からの入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、滞留債権の早期把握や軽減を図っております。

#### ②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性のリスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注)2. 参照）

（単位：千円）

| 科 目           | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額    |
|---------------|-----------|-----------|--------|
| (資産)          |           |           |        |
| (1) 現金及び預金    | 1,365,964 | 1,365,964 | —      |
| (2) 売掛金       | 976,226   | 976,226   | —      |
| (負債)          |           |           |        |
| (3) 未払金       | 42,428    | 42,428    | —      |
| (4) 未払費用      | 120,513   | 120,513   | —      |
| (5) 社債（※1）    | 160,000   | 161,023   | 1,023  |
| (6) 長期借入金（※2） | 566,457   | 562,807   | △3,649 |

（※1）1年内償還予定の社債20,000千円は社債に含めております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金222,707千円は長期借入金に含めております。

### （注）1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### （1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

##### （3）未払金、（4）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### （5）社債、（6）長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 2019年3月31日 |
|---------|------------|
| 敷金及び保証金 | 24,608     |

敷金及び保証金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 580円96銭

1 株当たり当期純利益 88円16銭

(注) 2018年12月13日開催の取締役会決議により、2019年1月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 重要な後発事象に関する注記

### (第三者割当増資)

当社は、2019年3月28日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。当社は上場にあたり、2019年2月22日及び2019年3月8日開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2019年4月23日に払込が完了しました。

|                  |                                                                                                                       |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 78,600株                                                                                                          |
| (2) 割当価格         | 1株につき 1,702円                                                                                                          |
| (3) 割当先          | SMB C日興証券株式会社                                                                                                         |
| (4) 払込金額         | 1株につき 1,402.50円<br>この金額は会社法上の払込金額であり、2019年3月8日開催の取締役会において決定された金額であります。                                                |
| (5) 資本組入額        | 1株につき 851円                                                                                                            |
| (6) 割当価格の総額      | 133,777千円                                                                                                             |
| (7) 払込金額の総額      | 110,236千円<br>会社法上の払込金額の総額であります。                                                                                       |
| (8) 資本組入額の総額     | 66,888千円                                                                                                              |
| (9) 払込期日         | 2019年4月23日                                                                                                            |
| (10) 資金の使途       | 以下の使途に充当する予定であります。<br>① 事業規模の拡大に向けた新規出店関連資金<br>② 事業規模拡大のための新規採用関連人件費<br>なお、残額については2021年3月期までの借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。 |

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社フレアス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 染 葉 真 史 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フレアスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社フレアス 監査役会

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 赤 池 雅 司 | ㊞ |
| 常勤監査役        | 飯 野 由 利 | ㊞ |
| 監査役（社外監査役）   | 日 浦 正 貴 | ㊞ |
| 監査役（社外監査役）   | 古 賀 望   | ㊞ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の商号（英文表示）を適切に表示するため、現行定款第1条（商号）に定める商号（英文表示）を変更するものであります。
- (2) 当社の事業活動の実態を踏まえ、事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に定める目的事項を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（商 号）</p> <p>第1条 当社は、株式会社フレアスと称し、英文ではfureasu Co.,Ltdと表示する。</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1 鍼灸院の経営</u></p> <p><u>2 鍼灸、マッサージ、指圧、按摩、整復整体による整体等の治療</u></p> <p><u>3 在宅介護サービス、在宅看護サービス</u></p> <p><u>4 要介護老人等の入浴、食事、その他日常生活における介護サービス業務</u></p> <p><u>5 介護施設の経営</u></p> <p><u>6 介護保険法による居宅介護支援事業</u></p> <p><u>7 介護保険法による居宅サービス事業</u></p> <p><u>8 介護保険法による介護予防サービス事業</u></p> <p><u>9 介護保険法による訪問看護事業</u></p> <p><u>10 介護保険法に基づく訪問看護ステーション事業</u></p> <p><u>11 介護保険法に基づく介護予防訪問看護ステーション事業</u></p> | <p>（商 号）</p> <p>第1条 当社は、株式会社フレアスと称し、英文では、<u>fureasu Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1 あん摩マッサージ指圧、整体に係る施術所の経営</u></p> <p><u>2 訪問マッサージ事業</u></p> <p><u>3 保険適用外マッサージサービス</u></p> <p><u>4 スパサービス</u></p> <p><u>5 鍼灸院の経営</u></p> <p><u>6 訪問鍼灸事業</u></p> <p><u>7 保険適用外鍼灸サービス</u></p> <p><u>8 訪問看護ステーションの経営</u></p> <p><u>9 健康保険法に基づく訪問看護事業</u></p> <p><u>10 訪問介護事業所の経営</u></p> <p><u>11 介護施設の経営</u></p> |

| 現 行 定 款                                        | 変 更 案                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 <u>訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護等ステーションの設置運営</u>       | 12 <u>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修等の介護保険法に基づく居宅サービス事業</u>                            |
| 13 <u>フランチャイズチェーンシステムによる鍼灸マッサージ業務の加盟店の指導業務</u> | 13 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護等の介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u>      |
| 14 <u>医療保険請求業務の受託、診療費請求業務の代行業務</u>             | 14 <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u>                                                                                                                                       |
| 15 <u>労働者派遣事業</u>                              | 15 <u>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等の介護保険法に基づく施設サービス事業</u>                                                                                                    |
| 16 <u>人材紹介事業</u>                               | 16 <u>介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売等の介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u> |
| 17 <u>健康食品の販売</u>                              | 17 <u>介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</u>                                                                                                                                |
| 18 <u>医薬品、医薬部外品の販売</u>                         | 18 <u>介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等の介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u>                                                                               |

| 現 行 定 款                                                       | 変 更 案                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19 <u>介護用機器、医療機器、健康器具の<br/>販売</u>                             | 19 <u>介護保険法に基づく介護予防支援事<br/>業</u>                                                                         |
| 20 <u>高等学校、専門学校等学校経営の請<br/>負</u>                              | 20 <u>保険適用外居宅サービス事業</u>                                                                                  |
| 21 <u>教育研修、セミナー事業</u>                                         | 21 <u>居宅介護、重度訪問介護、同行援<br/>護、就労移行支援、就労継続支援等<br/>の障害者の日常生活及び社会生活を<br/>総合的に支援するための法律に基づ<br/>く障害福祉サービス事業</u> |
| 22 <u>訪問看護、訪問歯科診療、訪問介護<br/>等事業のコンサルティング</u>                   | 22 <u>リハビリテーションに関するサービ<br/>ス</u>                                                                         |
| 23 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総<br/>合的に支援するための法律に基づく<br/>障害福祉サービス業</u> | 23 <u>前各号に関する教育研修及びコンサル<br/>ティングに係るサービス</u>                                                              |
| 24 <u>介護保険法に基づく第一号訪問事業</u>                                    | 24 <u>フランチャイズチェーンシステムに<br/>よる加盟店の募集及び指導業務</u>                                                            |
| 25 <u>介護保険法に基づく第一号通所事業</u>                                    | 25 <u>健康保険療養費等の支給申請に関す<br/>る代行サービス</u>                                                                   |
| 26 <u>介護保険法に基づく第一号介護予防<br/>支援事業</u>                           | 26 <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事<br/>業</u>                                                                         |
| 27 <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u>                                     | 27 <u>前各号に付帯または関連する一切の<br/>業務</u>                                                                        |

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター Room F



交 通 「新宿駅」1番出口より徒歩3分 (丸ノ内線)  
「都庁前駅」E4出口より徒歩7分 (大江戸線)  
「新宿西口駅」D4出口より徒歩11分 (大江戸線)  
「新宿駅」西口より徒歩15分 (JR線・丸ノ内線・大江戸線等)  
(お車でのご来場はご遠慮ください)